

新公共施設基本計画策定委員会

これまでの議論のまとめ

～ 農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える ～

平成14年2月

新公共施設基本計画策定委員会

目 次

はじめに	-----	2
1 これまでの経緯と留意事項	-----	3
2 基本的な考え方	-----	5
3 背 景	-----	8
4 コンセプト	-----	10
5 施設の基本機能	-----	11
6 今後に向けて	-----	14
資 料	-----	16

はじめに

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える～「新公共施設基本計画策定委員会」(以下「委員会」という。)は、武蔵境駅南口の農水省食糧倉庫跡地(以下「跡地」という。)に建設する公共施設について、どのような施設を設置するかを検討し、その基本計画案を答申することを目的に、平成13年3月28日に市長から委嘱された。

委員会では、基本計画案をまとめるにあたって、これまでの議論の成果を公開し、広く市民からの意見を聞くことが今後の作業を進めていく上で不可欠なものであると考え、現時点での成果を「これまでの議論のまとめ」として公開するものである。

この「これまでの議論のまとめ」は、跡地に設置が予定されている公共施設についての、本委員会の基本的な考え方、施設のコンセプト、施設が持つべき基本機能などを示したもので、跡地への新公共施設の基本計画の骨格となるものである。構成については以下のとおりである。

1では、基本計画策定の前提となる委員会が設置されるまでの農水省食糧倉庫跡地のこれまでの経緯と、委員会が検討を進めるにあたって特に留意した事項を示した。2では、跡地への施設づくりにあたっての本委員会の基本的な考え方を示した。以下の部分は、この基本的な考え方を「軸」にして組み立てられている。

3では背景として武蔵野市の特性と社会情勢について触れたうえで、4において10年後、20年後の市民ニーズに応えるべきコンセプトは何かを提言している。5はそのコンセプトを実現するために施設が持つべき基本機能を整理したものである。6は今後、計画を具体化していく上で、特に配慮すべき事項について現段階で述べておくべきであると判断したものを記した。また、資料として跡地の概要を添付した。

1 これまでの経緯と留意事項

< これまでの経緯 >

武蔵境南口駅前に広がる跡地の活用については、昭和48年に東京食糧事務所長に払い下げの要望書を提出して以来30年が経過した。この間、長期計画などにおいて様々な検討がなされてきたが、市はこのような駅前のまとまった貴重な土地は将来にわたって二度と出ないという見通しのうえに、この跡地を取得することとした。取得に際しては、市議会に設置された農水省跡地利用計画検討特別委員会において、その利用方法について審議され、同委員会から提出された報告書が市議会で承認された。市ではそれを踏まえ利用計画書を作成して食糧庁に提出し、平成10年10月には民間所有の土地を含め土地取得を完了した。

平成13年度からの6カ年を計画期間とする第三期長期計画第二次調整計画では、5つの優先事業の一つである「武蔵境のまちづくりの推進」の一環として、「武蔵境の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める」として跡地への公共施設の建設が位置づけられた。

一方この間に、JR中央線の連続立体交差事業が進展するとともに、市民や地元関係者が駅を中心としたまちづくりを検討する協議会を結成し活動を続けている。

< 検討にあたっての留意事項 >

委員会では、検討を進めるにあたって、次の2つの点について留意し議論を進めてきた。

1つは、先に述べたこれまでの経緯を踏まえつつ議論を進めることである。特に、平成10年3月の市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会報告書及びそれに至る市議会の審議と、それを受けて市が食糧庁に提出した利用計画等の土地購入までの経緯、並びに土地購入後に策定された第三期長期計画第二次調整計画において計画された内容については十分な配慮が必要である。

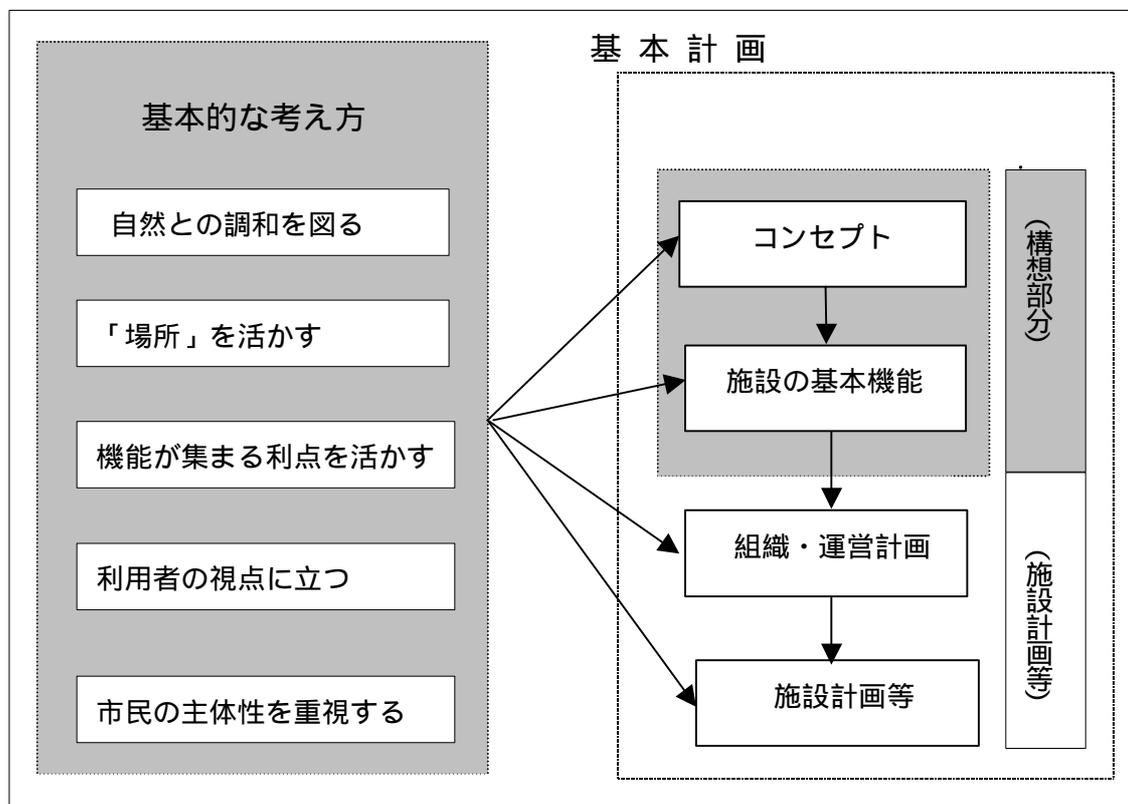
2つ目は、検討の手順についてである。一般的には、公共施設の基本計画策定の検討手順は、長期計画などで施設の用途が確定していることを前提に、施設として必要な機能は何かを想定し、それを施設(建物)内に割り当てるとい

う方法で進められることが多い。しかし、今回の場合は、これまでの経緯を踏まえつつ用途そのものを明確化することを求められていることに加え、最初から施設ありきで「図書館」や「青少年センター」などの施設が持つ既成のイメージに最初からとらわれてしまうことを避けるために、このような手順ではない方法で検討を進めることとした。委員会では、21世紀に市民が求める公共施設とはどのようなものか、あの場所だからこそできることは何かという観点で、まず、跡地への公共施設づくりの基本的な考え方を整理し、それを施設検討の「軸」として据え、コンセプトや基本機能へと検討を進めることとした。

2 基本的な考え方

跡地に設置する公共施設を計画するにあたっては、以下に示す5つの基本的な考え方に立つものとする。

この基本的な考え方は、本委員会の跡地への施設づくりの考え方を表したもので、施設のコンセプトや基本機能を検討していく上での「軸」となるべきものである。また、今後検討されていくことになる運営計画、施設計画などの基本計画の個別の部分においても貫かれていかなければならない事項である。



<注>  の部分は本書の対象とした内容

図1 - 基本的な考え方の位置付け

(1) 自然との調和を図る

自然の多様性、緑の環境価値を重視した施設とする。そのためには、北側の都市計画公園と一体的な整備を行う。敷地周囲のケヤキやイチョウの既存大木を活かす、さらには、可能な限り緑を配置するなど、北側の公園と一体化した緑に囲まれたシンボリック空間を駅前に形成し、武蔵境駅周辺に自然あふれる都市環境を創出する。

(2) 「場所」を活かす

立地条件を最大限活かす施設とする。本施設は駅前という利便性の高さから、武蔵野市民のみならず、駅を利用する通勤・通学者から買い物客まで非常に幅広い層の利用が考えられる。このような条件を活かし、様々な人々が気軽に訪れて利用し交流できる施設とする。

また、本施設の整備は武蔵境駅周辺のまちづくりの一環として考え、人や情報が集まる駅を中心としたにぎわいのある駅前空間の拠点とする。

(3) 機能が集まる利点を活かす

人々の多様なニーズに応え、利便性の高い場所を有効活用するという観点から、複数の機能を持つ施設の設置が考えられる。しかし、単に機能を寄せ集めただけの複合施設とするのではなく、施設全体を貫くコンセプトの設定、管理方法や施設配置の工夫などにより、機能が集まるメリットを最大限活かした施設とする。それにより、個々の機能を越えたこれまでにない新たな価値を持つ施設を目指す。

(4) 利用者の視点に立つ

個人・団体どちらの利用にも対応するとともに、利用時間の大幅な拡大を図り、魅力ある活動の場やサービスを提供することにより、これまで公共施設を利用する機会が少なかった会社員等の勤労者や青少年など、多くの市民に利用される文化活動の拠点とする。

また、施設の設置にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者、青少年、障害者、外国人を含むあらゆる人々が、安全かつ快適に利用すること

ができるようにする。

(5) 市民の主体性を重視する

施設の運営や利用について、市民が主体的にかかわることのできる環境を整える。例えば、これまで市民活動にかかわりのなかった人や青少年に対しては、ボランティアとしての施設運営への参画や市民活動への参加など、主体的に活動できる機会を提供する。市民の主体性が重視されることにより、市民相互の出会いや交流の中から、「わたしたちの施設」という親近感や愛着心が生まれる施設とする。

3 背景

武蔵野市では、比較的早い段階において、小中学校の建設や道路、上下水道などのインフラの整備が完了し、その後、福祉施設・施策の充実、市民生活を豊かにするための文化施策の実施、環境施策の推進、公共施設の再整備の準備など、市の政策は「成長」から「成熟」の視点へと移行してきた。また、これまでの武蔵野市の実施してきた施策を見ると、30年におよぶ地域のコミュニティセンターを核とするコミュニティ活動、地域の5大学との共同事業や市民芸術文化団体が主催する芸術講座などの生涯学習活動、緑のネットワークに基づく緑化の推進、市民によるデイサービスセンターをはじめとする福祉施設の運営など、様々な施策が多く市民の参加によって展開されてきた。こうした市民意識に基づく活発な市民活動こそが、武蔵野市の最大の特性である。

平成12年4月には地方分権推進一括法の施行によって機関委任事務が廃止されるとともに、地方自治体への国の関与が限定されるなど、国と地方の関係が改革され、全国画一の行政から各地方自治体の創意工夫による行政の展開がこれまで以上に求められることになった。従来から、武蔵野市ではコミュニティバスのムーバスや子育て支援施設の0123、地域共助の拠点となるテンミリオンハウス等、武蔵野市発の施策を地域特性にあわせ、計画・実施してきた。今回の施設づくりにおいても、国の補助金の枠組みに規制された画一的なサービスを提供する「型」にはまった公共施設ではなく、武蔵野市の地域特性にあった、市民に愛され、活発に利用される施設やサービスの提供が求められている。

一方、高度情報化や国際化が急速に進展し、地球環境問題が深刻化するとともに、我が国においては、バブル経済の破綻、景気の低迷、世界に例をみない速さで進む少子高齢化などの社会環境の変化は、社会構造のみならず人々の生活スタイル、意識にまで影響を及ぼし、人々の価値観にも影響を与えてきた。このような大きな流れの中で、物質的な豊かさだけでなく時間的なゆとりや心地良さといった本当の豊かさを求める声の高まりとともに、ボランティア活動や市民活動の活発化を背景に、自然とのかかわり、国内外の文化や人々との交

流、学習資源・機会の拡充などが求められている。

また、近年、国レベルのみならず地域社会においても積極的に取り組むべき幾多の新たな課題が生じてきている。例えば、地球環境問題をはじめとする環境問題への対応、相互依存関係がますます強まる国際化への対応、都市（消費地）と農山漁村（生産地）との共生への模索、生活や文化に多大な影響を及ぼす高度情報通信技術への対応、少子高齢化社会における次世代の育成への取り組みなどである。どの課題をみても単に行政としての取り組みだけで対応できる課題ではなく、市民、企業、行政などの様々な主体が協力しながら活発な活動を行うことが求められており、そのような活動を通して、世代を超えた体験の共有、異文化との交流を通じた相互理解などの新たな経験が更に積み重ねられることが期待されている。

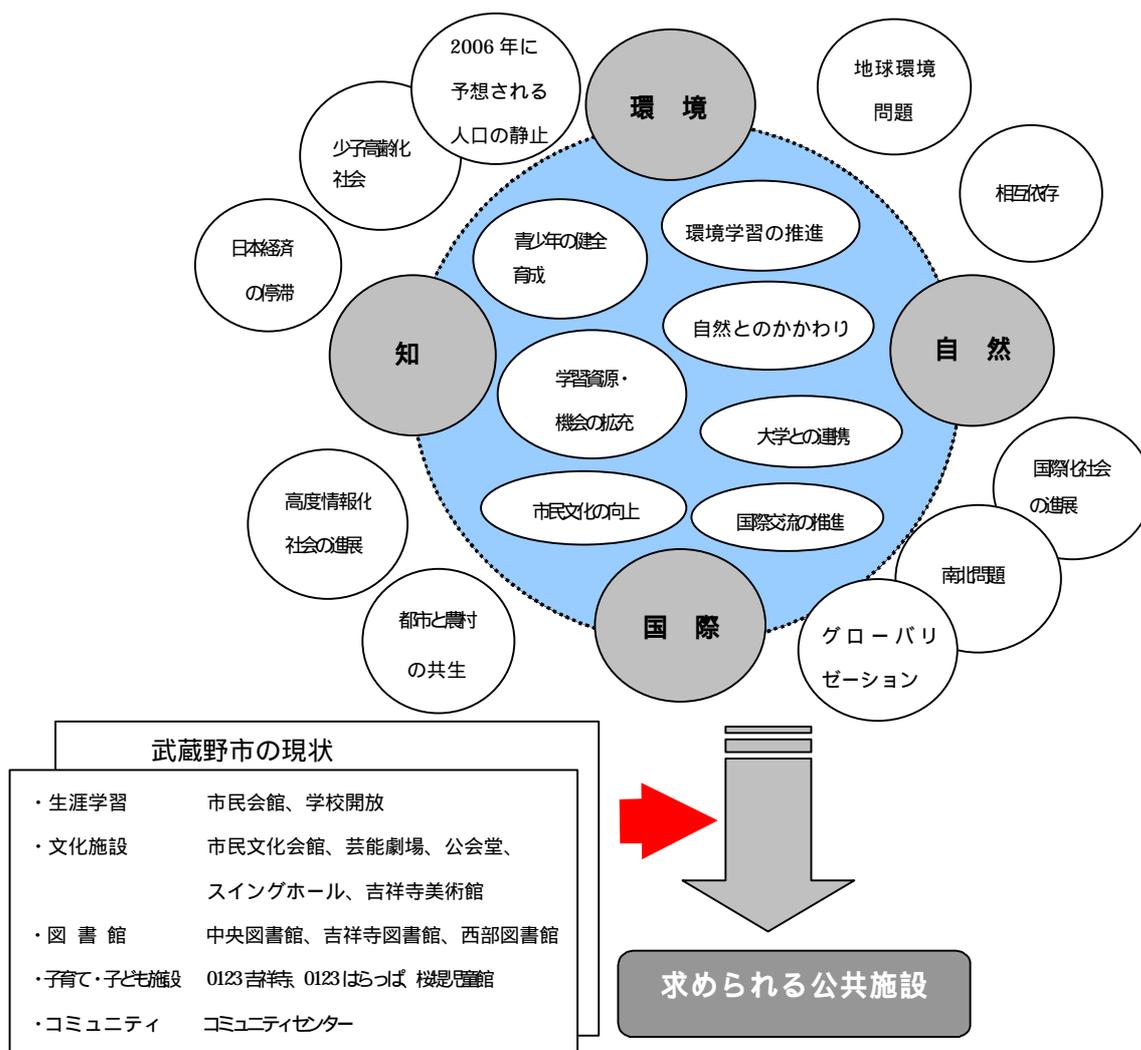


図2 - 背景概念図

4 コンセプト

成長から成熟へ。21世紀を迎え、私たちを取り巻く状況は、政治、経済、文化、社会など、あらゆる分野にわたり、大きく変化しつつある。様々な価値観が混在し多くの課題を抱える現代社会において、真に豊かな生活を送るためには、自分自身の力で生き方を模索できる知的能力を持つとともに、人と人とが連携し調和を作り出す能力や市民活動の源泉となる知的活力を育むことのできる場が必要とされている。

そこで、第三期長期計画第二次調整計画において、「知・文化・自然・青少年などをテーマとする文化施設」と位置付けられた本施設では、日常的に知的好奇心を満たしつつ、文化活動を通して知的活力を養い、育むことのできる場を提供することとし、職場や学校、地域を越えた人々が出会い、多様な活動を通して時間を共有し、互いにかかわりを持ち、刺激し合う施設となることを目指す。

以上のことから、本施設のコンセプトは、「集う、学ぶ、創る、育む～知的創造拠点」とし、市民が気軽に立ち寄ることができ、知的活動を通じて交流を図ることができる、開かれた市民活動の拠点を求めるものである。

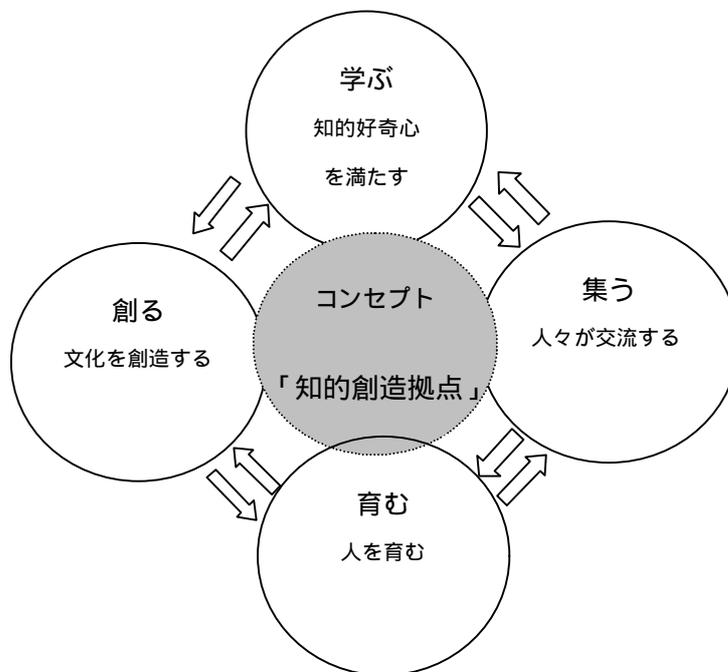


図3 - コンセプト

5 施設の基本機能

本施設は、5つの「基本的な考え方」に基づき、「知的創造拠点」というコンセプトを形にするために、「基本機能」として5つの「場」＝「知識・情報の場」「創造の場」「表現の場」「体験の場」「集いの場」を設け、それぞれの機能が相互に有機的に結びつくことにより、「交流」という新たな力を生み出すことのできる施設とする。

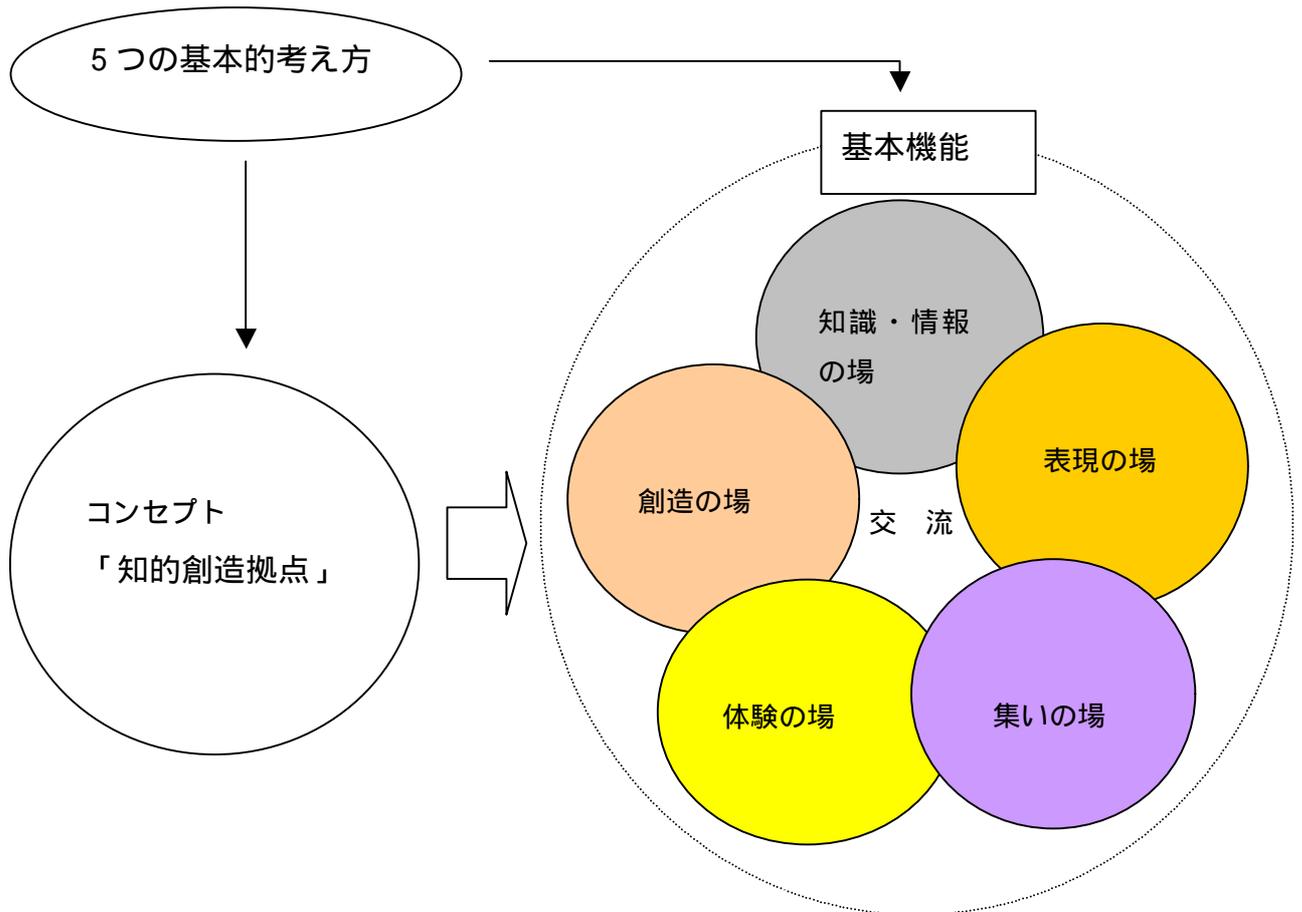


図4 - 施設の基本機能イメージ

次頁は、5つの「場」が有する機能と、それぞれの「場」において、どのような活動の展開が可能であるかについて例示を含め示したものである。

なお、「利用者の活動の例示」については、施設（施設の運営主体）が提供する活動ではなく、利用者が施設を使ってどのようなことができるかの例を示したものである。

(1) 知識・情報の場

< 基本機能 >

多様な媒体を通して知を深める

情報を得る

情報を発信する

< 利用者の活動の例示 >

図書や雑誌を読む・借りる、映像音響ソフトの鑑賞、ITによる情報の検索・入手、個人やグループでの学習や研究、市民活動の情報交換 など

(2) 創造の場

< 基本機能 >

知的活動を創造する

芸術文化を創作する

新しい時代の地域に根ざした市民活動を創造する

< 利用者の活動の例示 >

文化創作活動、活動や講座等のプログラムの企画・実施、学習や研究、フォーラムやシンポジウム等の開催 など

(3) 表現の場

< 基本機能 >

成果を発表する

自己を表現する

< 利用者の活動の例示 >

学習や研究成果の発表、文化創作活動の発表、個人やグループ活動に関する広報など

(4) 体験の場

< 基本機能 >

多様な活動を体験する

次世代を担う青少年を育てる

< 利用者の活動の例示 >

ボランティア活動への参加、施設の管理運営への参画、個人やグループが行う活動への参加、多様な活動を通じた人々の交流 など

(5) 集いの場

< 基本機能 >

青少年から高齢者まで様々な人々が気軽に立ち寄る

多様な人々とかかわり、お互いに刺激しあう

< 利用者の活動の例示 >

グループによる集会や会合、異年齢の人々との交流、グループ同士の連携・交流
など

6 今後に向けて

本委員会では、跡地に設置する公共施設を「従来の公共施設の枠組みにとらわれない、武蔵野市の地域特性にあった、真に市民に求められる公共施設」とするために、施設の核となる部分について議論を重ね、「基本的な考え方」「コンセプト」「施設が持つべき機能」として整理を行った。

現段階までの議論で、今後の施設の具体化にあたって、特に配慮すべき事項としたのは以下のとおりである。

(1) 北側の公園と南側の施設との一体化について

北側の公園はすでに広場公園として都市計画決定されている。将来、買い物や散歩をはじめ、祭りやイベントなど人がたくさん集まる交流の拠点となる。新しい公共施設はこの公園に隣接しているというメリットを最大限活用し、公園があることによって、施設がより魅力あるものとなるよう、公園との一体化を図る。例えば、公園の緑と敷地内の緑を融合させる、エントランスを公園に向けて配置し利用者が公園を介して出入する、建物が公園を含む周辺環境に対して威圧感を与えないよう工夫するなどである。

また、管理面においても施設間の垣根をとりはらい、利用者が施設を一体的に利用できるものとする。

(2) 建物づくりにあたって

フレキシビリティを確保する

これまでの公共施設は、建物の持つ機能を固定的に考え建設したために、時代の変化に対応できず利用者が減少し、施設そのものが陳腐化してしまうものが一般的に多く見られる。そこで、本施設には建物に求められる機能は時代とともに変化するということを前提として、建物が持つ機能を柔軟に変化させられる配慮を設計の段階から払っておくべきである。

また、施設を効率的、効果的に使用するために、利用の目的、形態、規模等の多様なニーズにあわせて柔軟に対応できるよう、利用にあたってのフレキシビリティをできる限り確保する配慮も必要である。

建物に「ゆとりの空間」を設ける

訪れた人々が、時間的にも空間的にも、ゆったりとした雰囲気の中で、心ゆくまで知的好奇心を探求できるような環境づくりを心掛ける。「ゆとりの空間」を、単に「贅沢」「無駄」と考えるのではなくコンセプトを実現するための機能として捉え、改めてその必要性を問い直すべきである。

(3) 管理運営に関して

運営管理の基本方針を明確にする

コンセプトに基づいた機能の確保と良質なサービスの提供等により、活発な市民の利用を得て、長年にわたり施設を維持していくためには、管理運営は最も重要な要素である。そこで、施設の持つ機能を引き出しながら、時間を重ねるごとに地域に根付いた施設として育っていくよう、管理運営の基本方針を明確にする必要がある。

効率的な運営管理を図る

長期的、継続的に施設を維持していくために、ランニングコストが過度の財政負担を強いることとならないよう、効率的な運営管理のあり方について十分に検討する必要がある。

資料

(1) 農水省食糧倉庫跡地とは



(2) 農水省食糧倉庫跡地取得後の経過

農水省食糧倉庫跡地の取得にあたっての条件とされた、利用計画を審議するため、平成9年、市議会に特別委員会が設置された。平成10年3月にその報告書が市議会に承認され、市はそれを受け、食糧庁に利用計画を提出した。その結果、売買の合意が成立し、民有地とあわせた土地取得を完了した。平成11年2月に北側2,162㎡について都市計画公園として都市計画決定した。公園部分を含めた具体的利用については、特別委員会で審議される一方、平成12年2月には、南側半分に建設予定の公共施設について、広く一般からアイデアを募集する「アイデアコンペ」が実施された。平成13年3月に策定された第三期長期計画第二次調整計画では、「北半分を都市計画公園、南半分には

武蔵境地域の地区図書館を始めとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める」と示された。

農水省食糧倉庫跡地取得の取り組みとその後の経過

- 昭和48年 6月 ・東京食糧事務所長に払い下げの要望書提出。
- 57年11月 ・都知事に、「東京都長期計画に対する要望」の中で、青少年文化センターの誘致を要望。
- 平成 元年 6月 ・食糧庁長官に随意契約による払い下げの要望書提出。
- 2年10月 ・倉庫が解体され、更地になる。
- 3年 3月 ・食糧庁管理部長から、跡地の取得意思を文書照会。
- ” ・市議会全員協議会開催。市は「跡地をぜひ買受けしたい」旨を文書回答。
- 8年10月 ・食糧庁から、市の利用計画策定および取得の見通しが立たない場合には、随意契約による払い下げの件を白紙に戻し、競争入札で処分する旨を通告される。
- 9年 2月 ・食糧庁から、早急に利用計画を策定し、平成9年度中には売買契約を締結するよう催促される。
- 7月 ・市議会全員協議会開催。
- 9月 ・市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会設置。
- 10年 3月 ・同特別委員会報告書が市議会で承認される。
- ” ・特別委員会報告書を踏まえ、市が食糧庁に利用計画を提出。
- 7月 ・利用計画が大蔵省の協議を経て食糧庁に承認される。
- ・食糧庁と売買契約締結。
- 10月 ・残りの民有地を買収し、土地取得が完了。
- 11年 2月 ・当該用地の北側2,162.1㎡都市計画公園に都市計画決定。
- 12年 2月 ・南側半分に建設予定地の公共施設について一般からアイデアを募集する「アイデアコンペ」を実施。
- 5月 ・アイデアコンペ受賞者の表彰。
- 13年 3月 ・第三期長期計画第二次調整計画において公共施設建設の方針を示す。
- ・農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える「新公共施設基本計画策定委員会」を設置する。

(3) 農水省食糧倉庫跡地に関する計画、構想

市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会報告（平成10年3月）

[主な内容] 利用形態としては、約半分の敷地に施設を建設。残る半分については、武蔵境駅南口広場との関連を念頭に入れ、大勢の市民が活用できる緑の生い茂る都市公園的なものが望まれる。施設内容については、武蔵境図書館、国際交流・協力のための施設、青少年子どもセンター、教育センター、むさしのヒューマンプラザ、福祉施設などが掲げられている。

武蔵境食糧倉庫跡地利用計画（平成10年3月）

市議会特別委員会報告を踏まえ、市として、食糧庁に対し国有地払い下げの条件としての利用案として提出。平成10年7月に大蔵省との協議を経て食糧庁に承認された。

[主な内容] 公園緑地系施設（駅前公園）建物部分については、延べ面積10,000㎡で個別施設内容として、武蔵境図書館、青少年チャレンジセンター、ふれあいセンター（NPOプラザと福祉機器コーナー）、グローバルセンチュリーセンター（国際交流プラザと姉妹友好都市関連コーナー）、会議室、事務室、軽食堂・喫茶など。施設のコンセプトは「知」「希望」「ふれあい」「交流」「緑」。

第三期長期計画第二次調整計画（平成13年3月。平成13～18年度が計画対象期間）

[優先事業(3) 武蔵境のまちづくりの推進 2) 農水省食糧倉庫跡地への公共施設建設]

農水省食糧倉庫跡地は新しく生まれ変わる武蔵境のまちづくりの拠点として、全市的な、更には広域的なニーズに対応する利用・活用が求められる。整備に当たっては、武蔵境南口広場との関連や連続立体交差事業に伴う高架下の利用を念頭に入れ、北半分を都市計画公園、南半分には武蔵境地域の地区図書館を始めとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める。

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える
新公共施設基本計画策定委員会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 等	備 考
栗田 充治	亜細亜大学国際関係学部教授	委 員
近藤 康子	サントリー(株)東京お客様相談室長	委 員
清水 忠男	千葉大学工学部教授	副委員長
田畑 貞寿	千葉大学名誉教授	委 員
豊田 佐代子	豊田動物病院長	委 員
西尾 勝	国際基督教大学教授	委 員 長
林 あき	青少年問題協議会第二地区委員長	委 員
村田 あが	跡見学園女子大学短期大学部講師	委 員
柳井 道夫	成蹊大学学長	委 員